

河川砂防技術基準の概要資料

2025年10月

目次

1. 河川砂防技術基準について……………	P.1
2. 技術基準制定の主旨……………	P.2
3. 技術基準各編の目的・内容……………	P.3
4. 河川砂防技術基準の取り扱い(例)……………	P.4
5. 河川砂防技術基準の適用上の位置づけ(5分類)……………	P.5
6. 技術基準類の体系(3層構造)……………	P.6

河川砂防技術基準について

1. 基準の目的

河川砂防技術基準は、国土の重要な構成要素である土地・水を流域の視点を含めて適正に管理するため、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、雪崩及び海岸(以下「河川等」という。)に関する調査、計画、設計及び維持管理を実施するために必要な技術的事項について定めるもので、これによって河川等に係わる技術の体系化を図り、もってその水準の維持と向上に資することを目的とする。

2. 基準の構成

河川砂防技術基準は、「調査編」、「計画編」、「設計編」、「維持管理編」の4編から構成されている。

河川等の計画、設計及び維持管理等の適正な実施のために、「計画編」、「設計編」、「維持管理編」を用いて検討や業務を実施し、その検討目的や業務遂行に必要な調査手法等については、調査編が適切な手法を提示するものである。そのほか、他編を介さず、調査編が直接的に手法を提示する場合もある。

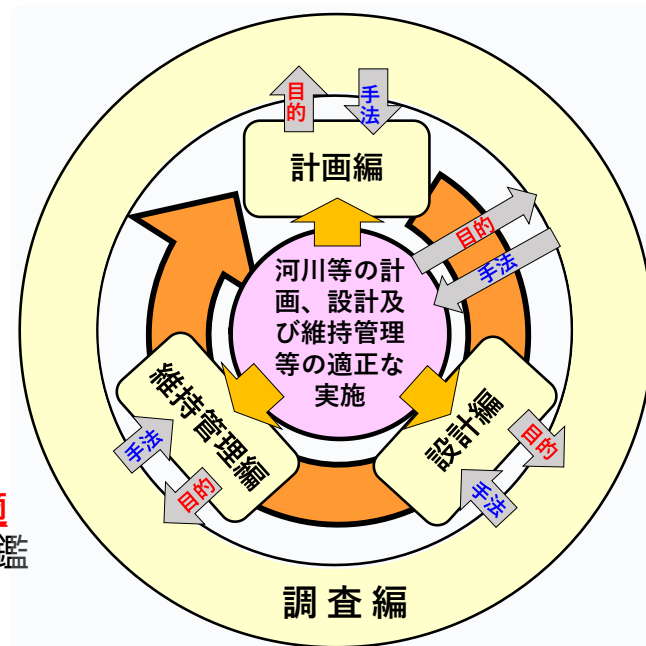
各編の目的・内容については4ページに示している。

3. 基準の適用

河川砂防技術基準は、各種法に基づいて管理される河川等に対して適用されるほか、それ以外の河川等についても、法及び本基準の主旨を鑑み、調査、計画、設計及び維持管理等を適切に実施するものとする。また、記載項目を5つに分類し、適用上の位置付けを明確化している。技術基準の適用範囲(取り扱い例)については5ページ、適用上の位置づけについては6ページに示している。

4. 基準類の体系

河川砂防技術基準を適切に運用するため、河川砂防技術基準を含む技術基準類は3層から構成されており、<必須><標準>となる技術的事項のみを局長通達としている。各層の役割については7ページに示している。



河川砂防技術基準 4編の関係

技術基準制定の主旨

- 河川砂防技術基準は、今日の段階における建設省の河川に関する技術水準を基準書に示すことにより次年度以降の全国の技術水準を進歩させることを主旨として、昭和33年に制定
- 米田博士により技術基準の序文として示されている制定の主旨は下記のとおり

(抜粋)

- ✓ かくて技術は段階的に進歩をするものである。この段階を示すのがこの技術基準
- ✓ 今日の段階における建設省の河川に関する技術水準はこの基準書に示す通りであるが、来年の技術水準はこの基準書よりもさらに進歩すべきものであって、できれば毎年この基準書は改定を加えてゆくべき性格のものである。
- ✓ かようにすることによって建設省の技術基準は毎年進歩し、しかもその進歩の跡が明らかなり、新進者の研究を促進することになる。かくて河川に関する技術は秩序よく、能率的に、加速度的に前進するであろうと思う。

米田博士について

米田正文博士(1904年8月14日 - 1984年6月20日)は、日本の土木工学、治水行政、そして政治の分野において多くの功績を残した人物である。特に、1958年(昭和33年)に制定された「建設省河川砂防技術基準」の序文を執筆し、その制定理念を明確に示した。また、1952年(昭和27年)に「淀川計画高水論」という論文を著し、近畿地方建設局から同年発表された。これは、その後の日本の河川整備の方向性を決定づける重要な指針となった。

※西原巧、河川の拾遺録(Ⅰ、Ⅱ)1989等による。

技術基準各編の目的・内容

各 編		目 的 ・ 内 容
調査編		- 河川等の計画、設計及び維持管理等の適正な実施に資することを目的として、現状の技術水準に照らし合わせて基準となる調査手法等を規定している。 - 水文・水理現象に関する調査など、個々の現象に関する調査の考え方に加え、調査により得られた観測結果及び分析・検討結果等が有効に活用されるよう、適切に保存・管理するための各編に共通する基本的な考え方を記載している。
計画編	基本計画編	- 基本計画編には、河川整備計画等、河川管理者等が自ら実施する事業等に係わる法定計画や計画的な水・土砂等の管理に必要な基本理念等を中心に記述している。 - 災害の防止・軽減、河川等の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境等の整備と保全を行ううえで、河川等の諸計画の立案や見直しにあたっての基本的な方針、計画策定の手法・検討すべき視点を記載している。 - 河川管理者等は、諸計画に基づき実施する対策に加え、流域の関係者と緊密に連携した効果的な防災・減災対策を進めることが重要であるため、流域における連携と情報を共有する取組について記載している。
	施設配置等計画編	- 施設配置等計画編には、河道計画のほか、具体的な施設の配置に関する計画を中心に記述している。 - 河川等の諸計画に基づき、施設配置計画(河道計画における河道の平面形や縦横断形の設定、構造物の配置検討等)を行う際に必要な技術的事項を記載している。 - 河川環境等の整備と保全及び総合的な土砂管理に関する計画を策定するにあたり、検討すべき基本的事項を示している。 - 河川等の管理者や自治体・住民らが調査結果等を活用できるようにするための情報システムのあり方について記載している。
設計編		河川等の諸計画及び施設配置計画に基づき構造物を設計するにあたっての基本的な方針、適切な機能や安全性についての一般的かつ基本的な規定を示している。
維持管理編	河川編	適正な河川管理のため、河川維持管理に必要とされる主な事項をとりまとめ、河川維持管理に関する計画、河川維持管理目標、河川の状態把握、維持管理対策及び水防等のための対策について定めている。
	ダム編	適切なダムの維持管理のため、ダムの維持管理における標準的な技術を体系化し、ダム施設及び貯水池の維持管理(計画的な維持管理、状況把握、維持管理の評価と対策)、流水管理、ダムの管理に係るフォローアップについて定めている。
	砂防編	適切な砂防関係施設の維持管理のために、各々の砂防関係施設について機能及び性能を明示し、点検、評価方法等の維持管理を計画的に実施するために必要な事項を定めている。

河川砂防技術基準の取り扱い(例)

- 河川砂防技術基準は、**河川・砂防・地すべり・急傾斜地・雪崩及び海岸行政の技術的分野に関する基準**として制定されている。
- 行政区分における取り扱いは河川法・砂防法を例に以下のとおり整理される。

法律／施設	管理範囲	管理者	河川砂防技術基準の取り扱い	その他の技術資料等
河川法 (河川管理施設)	一級河川※1	国土交通大臣	局長通知	関連通知等、参考となる資料
	一級河川※2 二級河川※3	都道府県知事	地方自治法に基づく 技術的助言	河川砂防技術基準を 参考又は引用 し、地域特性に合わせた独自の技術基準を策定している場合がある
	一級河川※4 二級河川※5 準用河川	指定都市の長		
	準用河川	市町村長	都道府県より周知	
砂防法 (砂防施設)	重要かつ大規模な砂防施設、広域的な観点から管理が必要な砂防施設 等※6	国土交通大臣	局長通知	関連通知等、参考となる資料
	国が直轄管理する施設以外の砂防施設※7	都道府県知事	地方自治法に基づく 技術的助言	河川砂防技術基準を 参考又は引用 し、地域特性に合わせた独自の技術基準を策定している場合がある

※1:河川法第9条の2の指定区間を除く

※6:砂防法第6条に記載の範囲

※2:河川法第9条の2の指定区間を含み、河川法第9条の5の指定区間を除く ※7:砂防法第5条に記載のとおり原則都道府県管理

※3:河川法第10条の2の指定区間を除く

※4:河川法第9条の5の指定区間

※5:河川法第10条の2の指定区間

河川砂防技術基準の適用上の位置づけ(5分類)

- 河川砂防技術基準は、その適用上の位置付けを明確化するために、各節の各項において **<必須>** **<標準>** となる事項(**技術基準**)を明記している。
- また、基準の理解を深めるために、各項に関連した **<考え方>** **<推奨>** **<例示>**、参考となる関連する通知、手引き、マニュアル等の **<関連通知等>** **<参考となる資料>** を、**技術資料** としてとりまとめている。

分 類		適用上の位置付け	末尾の字句例
考え方	● 技術資料	● 目的や概念、考え方を記述した事項。	「…ある。」「…いる。」「…なる。」「…れる。」
必 須	● 技術基準	● 法令による規定や技術的観点から実施すべきであることが明確であり遵守すべき事項。	「…なければならない。」「…ものとする。」
標 準	● 技術基準	● 状況や条件によって一律に規制することはできないが、特段の事情がない限り記述に従い実施すべき事項。	「…を標準とする。」「…を基本とする。」「…による。」
推 奨	● 技術資料	● 状況や条件によって実施することが良い事項。	「…望ましい。」「…推奨する。」「…努める。」「…必要に応じて…する。」
例 示	● 技術資料	● 適用条件や実施効果について確定している段階ではないが、状況や条件によっては導入することが可能な新技術等の例示。 ● 状況や条件によって限定的に実施できる技術等の例示。 ● 具体的に例示することにより、技術的な理解を助ける事項。	「…などの手法(事例)がある。」「…などの場合がある。」「…などが考えられる。」「…の場合には…ことができる。」「…例示する。」「例えば…。」「…事例もある。…もよい。」

技術基準類の体系(3層構造)

使命

法改正、答申・提言等の先導的技術に関する通達類等

(例:河川法改正、河川津波対策について、危機管理型ハード対策の施行について)

